

議事日程第5号

平成19年9月19日(水)

- 第1 男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する件
委員長報告(男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別)
質疑、討論、表決
- 第2 議案上程(議案第64号から第74号まで)
委員長報告(総務、産業建設、予算特別、決算特別)
質疑、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1及び第2は議事日程に同じ
- 第3 議会案上程(議会案第32号)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
- 第4 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
- 第5 議員派遣の件
-

出席議員(24人)

1番 中田敏彦	2番 吉田清孝	3番 三浦利通
4番 古仲清紀	5番 柳楽芳雄	6番 高野寛志
7番 船木正博	8番 中田謙三	9番 佐藤巳次郎
10番 吉田直儀	11番 畠山富勝	12番 越後貞勝
13番 三浦桂寿	14番 木元利明	15番 船木金光
16番 安田健次郎	17番 笹川圭光	18番 船橋金弘
19番 中田俊雄	20番 大森勝美	21番 佐藤美子
22番 杉本博治	23番 高桑國三	24番 船木茂

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	佐 沢 篤 雄
副事務局長	小 玉 一 克
係 長	木 元 義 博
主 査	畠 山 隆 之
主 任	武 田 健 一

説明のため出席した者

市 長	佐 藤 一 誠	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	高 橋 金 一	監 査 委 員	加 藤 金 一
企業管理者	小 野 忠 儀	総務企画部長	板 橋 継 喜
市民福祉部長	西 方 文 太 郎	国体事務局長	齊 藤 憲 雄
病院事務局長	東海林 誠	企画政策課長	下 間 秀 春
総 務 課 長	湊 正 人	財 政 課 長	武 田 英 昭
福祉事務所長	佐 藤 誠 一	農林水産課長	三 浦 光 博
観 光 課 長	菅 原 正 幸	商工港湾課長	飯 沢 吉 三
都市下水道課長	浅 野 光 男	若美総合支所長	加 藤 透
会計管理者	沖 口 重 博	監査事務局長	佐々木 邦 子
農委事務局長	伊 藤 利 信	教育総務課長	戸 部 秀 悦
病院総務課長	児 玉 守 美	企業局管理課長	豊 沢 正

午後 2時25分 開 議

○議長（船木茂君） ご苦労様でございます。これより会議を開きます。

議事に入る前に、市長より特に発言の申し出がありますので、これを許します。

市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ご苦労様でございます。本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして船川保育園建設地変更の経緯についてご報告申し上げます。

船川保育園の建設につきましては、去る6月定例会で旧港湾事務所跡地を視野に検討進めている旨をご説明申し上げておりましたが、今定例会の一般質問、議案質疑の中で、現保護者からのアンケート調査や市有地の有効活用などからサンワーク隣接に建設したいと答弁を申し上げてまいりました。その後、商工会からは市街地の旧港湾事務所跡地への船川保育園の建設要望書が提出されるとともに、地元商店会や地域住民などからも強く同跡地への建設要請をされているところであります。今定例会の教育厚生委員会並びに議員各位においては、同跡地への建設の賛意が多いようであります。これらを尊重し、船川保育園の建設地を旧港湾事務所跡地で計画してまいることとしたものでありますので、ご理解賜りたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 本日の議事は議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する件

○議長（船木茂君） 日程第1、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する件を議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。三浦男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員長、3番

【男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員長 三浦利通君 登壇】

○3番（三浦利通君） 男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員会における、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する検査の件について、検査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、第1回目の委員会を6月定例会最終日である6月26日開会し、正副委員長の互選の結果、委員長には私、三浦が、また、副委員長には畠山富勝君が選任

されたのであります。

この際、地方自治法第98条に基づく関係書類の検閲、監査請求に対する監査結果報告、監査意見並びに委員からの質疑、また、委員会条例第29条に基づく参考人等の応答内容を報告する前に、審査日程経過について概略ご報告申し上げますと、第2回目の委員会は去る7月4日に再開し、地方自治法第98条に基づく、関係書類の検閲及び監査委員に対する監査請求並びに委員会条例第29条による、参考人の出席要請と本委員会の今後の方向性、進め方について協議いたしましたのであります。

第3回目の委員会は7月20日に再開し、当問題に係る一連の出張命令簿、復命書及び契約書の検閲、さらに監査委員より監査報告、意見を求め、その後、参考人である佐藤前副市長、夏井元病院総務課長に対し質疑を行ったのであります。

第4回目の委員会は8月3日に再開し、参考人である中川前病院局長、説明員である加藤前病院総務課長に対し質疑を行ったのであります。

また、当日は参考人としての出席要請に対し、都合により出席できないとの連絡があった緒方医師に対し質問書を送付することで、委員一同確認しその質問内容について協議したのであります。

次に、第5回目の委員会は去る8月9日に再開し、緒方医師同様参考人として出席できない西村氏、加藤兄弟、そしてコンサルタントである吉田氏に対し、送付する質問書の内容について協議したのであります。

次に第6回目は8月17日委員会を再開し、再度病院に係る出張命令簿等の検閲を行い、その後、病院当局に対し質疑を行ったのであります。

第7回目の委員会は8月28日再開し、市長の出席、参考人として佐藤前副市長、さらに説明員である病院の東海林局長に対しそれぞれ質疑を行ったのであります。

第8回目は今定例会会期中の5日、一般質問終了後に再開して、本委員会としてのとりまとめ等について協議し、地方自治法第98条に付与された、本委員会での審査をすべて終了いたしましたのであります。

以上、審査経過について概略申し上げましたが、正副委員長を互選した第1回目の委員会を含め、計8回の委員会を開会し、精力的に審査を行ったのであります。

なお、当該非常勤医師に関する経過については、先に開催された全員協議会で病院当局より、資料が提出され報告されておりますので省略させていただきます。

また、本委員会では委員会条例第29条に基づき、佐藤前副市長、中川前病院局長、夏井元病院総務課長及び緒方医師、コンサルタントである吉田氏、前副市長の友人である西村氏、加藤氏兄弟に対し、参考人としての出席要請をしたところではありますが、出席されたのは佐藤前副市長、中川前病院局長、夏井元病院総務課長であり、緒方医師、吉田氏、西村氏、加藤氏兄弟については出席いただかなかったものであります。

また、審査のため市長、加藤監査委員、吉田監査委員、佐々木監査委員会事務局長、東海林病院局長、児玉病院総務課長、加藤前病院総務課長が出席いたしております。

それでは、初めに地方自治法第98条に基づく、関係書類の検閲状況について申し上げますと、本委員会では二回にわたり緒方医師との勤務契約書、コンサルタントとのビジネスコンサルタント契約書、出張命令簿、復命書、領収書について検閲を行ったのであります。

検閲後、委員より第1点として、3月28日、契約の時点で市長から弁護士に相談するように指示があったというが、結果として、契約内容を熟慮しないで締結したことに問題があると考えます。契約に至る経過について質疑があり、東海林病院局長から3月26日、コンサルタントである吉田氏が秋田に来て、ビューホテルで条件等を提示され、翌27日、緒方医師を秋田空港まで迎えに行き、院長と会い、院内視察を行っている。吉田氏からは、緒方医師の気が変わらないうちに条件等を詰めるべきとし、吉田氏が持参したパソコンから契約書の原案を出力し、それに基づき起案したものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、病院当局より提出された資料、緒方医師確保及びメディカルマネジメント社にかかわる経過と経費の中に、岩見先生来院視察時会食ほか、接待費が経費として支出されているが、岩見医師と緒方医師の関連性について、また、岩見医師が赴任した場合の成功報酬等について質疑があり、東海林病院局長から岩見医師については、コンサルタントである吉田氏から次なる医師として紹介があったもので、勤務日条件が合わず断わった経緯がある。赴任していたとすれば、基本的には1時間1万円、コンサルタント料として、医師の年間賃金の50パーセントで、また31万5千円については新たに発生するものでなく、月々に支払うコンサルティング料に含まれる契約であったとの答弁があったのであります。

第3点として、成功報酬等返還要求に対する相手方代理人によると、緒方医師の経

歴等告知しているということであるが、局長として把握していたのかとの質疑があり、東海林病院局長から、相手弁護士の回答書を見るに、嘘を書いているという認識はあったとの答弁があったのであります。

第4点として、本契約書をどう思うか、また緒方氏とコンサルタントである吉田氏との関係について質疑があり、東海林病院局長から、非常にいい加減な契約をしてしまい申しわけない。ここまで大問題になることは認識していなかったものである。二人は形成外科、美容外科の関係で知り合ったのではないかと思う。緒方医師が形成外科をやる上では、吉田氏からアドバイスをもらったり、利用価値のある人物だったのではないかとの答弁があったのであります。

次に、監査委員からの監査結果報告、意見内容及び本問題に関し、参考人等に対する質疑応答並びに問題点等についてご報告申し上げます。

まず、非常勤医師採用に係る一連の経費についての監査請求に対し、監査委員の監査結果報告について申し上げますと、監査委員よりまず第1点として、支払い伝票、その他関係書類を調査した結果、係数的には正確であると認められたこと。

第2点としては、コンサルタント契約書において、メディカルマネジメント社代表吉田眞希氏の主張する一方的な内容で委託契約をしたこと。

その一つとして、契約書第16条、禁止事項の第三者に開示できないという条文は、男鹿市情報公開条例第9条、不開示情報以外は公開しなければならないとする、本市条例に抵触すること。

二つとして、契約書第11条、秋田出張時旅費として、日当5万円とする条文は男鹿市旅費条例第3条及び第18条に基づかなければならないこと。

三つとして、契約書第8条のコンサルティング報奨金月額31万5千円については、成功報酬のほかに支払うとすれば正当な理由がなければならないが、そのことを明示していないので、不当なものと言わざるを得ないこと。

四つとして、契約書の市長印を病院で管理している市長印で済ませている。これは男鹿市公印規則第3条及び第5条の規定によらなければならないこと。

五つとして、コンサルタント及び非常勤医師との契約を交わした時点で債務が発生しているのに、その財務処理を怠ったこと。これは地方公営企業法第20条第1項の規定により、すべての費用及び収益をその発生の実実に基づいて計上し、その年度に

正しく割り当てなければならないことに反していること。

六つとして、職員以外の者に対する旅費の支給は、男鹿市旅費条例第3条第3項に定める手続きをしなければならないこと。

七つとして、非常勤医師の報酬124万円を立て替えて支払ったこと。これは地方自治法第210条の総計予算主義の原則に反すること。

以上の事実が確認されたとする、監査委員からの結果報告があったのであります。

さらに、監査委員からの意見として、男鹿みなと市民病院の現況からして、医師確保は喫緊の課題で、医師確保を図りたいあまり、関係する職員すべてが契約書の内容を精査しないまま、相手方の言いなりに契約を結んでしまったものと考察される。公金の支出にあたっては、関係法令を遵守し、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないが、本件に関しては、関係法令に違反する事実があったことはまことに遺憾であり、市当局の謙虚な反省と細心の注意を求めるとともに、再び行らないよう特段の配慮と最善の努力を望むものであるとの監査意見があったのであります。

この監査報告、意見に対し、委員より質疑があり、第1点として、コンサルタントの主張する一方的な内容で契約したと報告されているが、病院当局では内容を確認し、お互い同意している、一方的内容と言えるのか。さらにコンサルタントの成功報酬50パーセントの妥当性について、監査として調査したのかとの質疑があり、監査委員から契約書原案について相手方が作成し、自分のパソコンから出力し、ほとんど訂正しないまま契約した事実からして、監査として相手の言いなりに契約したと言わざるを得ないのでないか。また、成功報酬50パーセントについては、20パーセントから30パーセントが妥当でないかとの話もあるが、さまざまなケースが考えられ、コンサルタントに対するその報酬率についての適否、違法性については、監査委員として特に指摘はしていないものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、緒方医師に対する賃金124万円については、5月1日に院長より立て替え払いされ、同月18日に返還されているが、その現金の流れについて、監査委員としてどう把握しているのか。また、監査報告において、市当局の謙虚な反省と細心の注意を求めるとしているが、指摘した違反からして、関係職員に対し厳重な注意を促すという意見があつてしかるべきでないかとの質疑があり、監査委員から院長

が立て替えた124万円の流れについて、病院職員については聞き取り調査をしたものであるが、監査対象は当該地方公共団体の事務に関する監査であり、現金を受けとったとされる加藤氏については監査が及ばなかったこと。一連の事務において条例等に違反したことについては、当局としてその措置をとるべきとして報告したものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、監査委員の意見として、関係職員に対し厳しいものがあるべきでないか。また、緒方医師への賃金124万円については、速やかに立て替えした院長に支払うべきであり、加藤氏から返還されるのを待つかのように、5月18日に院長に返還していることについては、納得できないものであるとの意見があったのであります。

第3点として、秋田大学からの非常勤医師任用にあたっては、院長決裁であるが、当該非常勤医師任用については市長決裁である。その決裁区分に対する監査委員の考え方について質疑があり、監査委員から、当該非常勤医師の任用にあたっての決裁区分は、本来事務委任されている院長決裁であるが、男鹿みなと市民病院決裁規程に、将来重要な先例となるべきものについては、この限りでないとうたわれておるもので、秋田大学からの非常勤医師任用については、ルートにのった医師の任用であることから、院長決裁で対応しているが、このたびのケースは、コンサルタントを介入して任用という初の試みでもあることから、市長決裁で対応すべきものと考えているとの答弁があったのであります。

次に、委員会条例に基づき二回にわたり参考人として出席要請いたしました、佐藤前副市長にかかる質疑、応答内容について申し上げます。

まず、1回目の7月20日でございますが、冒頭委員より、辞職に至らなければならなかった自身の所感について質疑があり、佐藤前副市長から、早く医師を招聘したいという焦りから生じた手続きのまずさであり、残りの任期を辞して、みずからの報酬分で損害の埋め合せをしたい。議会や市民の皆様にご迷惑をかけ責任を感じ辞職したとの答弁があったのであります。

第2点として、コンサルタント会社に支払った成功報酬等693万円について、先般の6月定例会において市長から、佐藤前副市長と二人で連帯して補てんする考えであると報告されているが、市長からそれらの接触があったのか。

また、佐藤前副市長は連帯して補てんする意思があるのかとの質疑があり、佐藤前副市長から、市長より接触はあったものであるが、支払う意思はなく、あくまでも残りの任期を辞してその報酬分で埋め合わせをしたいとの答弁があったのであります。

第3点として、男鹿みなと市民病院代理人である、本市顧問弁護士からの成功報酬返還通知書に対する、相手方コンサルタントの代理人弁護士の回答書によれば、成功報酬は返還しないという理由として、緒方医師の経歴、自衛隊の医官であること等、前副市長をはじめ病院当局では承知し、合意に至り、契約を締結していたとしているが、この実態についてどうかとの質疑があり、佐藤前副市長から、相手方弁護士からの回答書については把握しておらず、防衛医大卒で、東京大学病院に所属しての研修生であるということから、アルバイトは可能であろうという認識に立っていたもので、緒方医師が防衛医大に席があり、兼業禁止規定に抵触することについては、当コンサルタントは秋田日赤病院にも医師を紹介した実績があり、特に兼業禁止の話もなく、その認識があれば、この契約は締結していなかったのではとの答弁があったのであります。

第4点として、ビジネスコンサルタント契約において、市長から契約内容について弁護士と相談するよう指示があったとするその実態と併せ、医師確保に関する出張、交渉にあたっての市長への相談、報告の有無、並びに成功報酬を50パーセントとする認識等について質疑があり、佐藤前副市長から弁護士に相談するよう市長の指示があったものの、緒方医師が来秋することから、弁護士への相談は後日と判断し、早急に契約すべきと判断したもので、関連する市長への報告、相談についてはすべて行っていたかどうかは定かでないが、大半は報告していたものであるとの答弁があったのであります。

また、成功報酬50パーセントについては、一般的には高額と認識しているが、秋田県内に医師を招聘するとなれば2千400万から2千500万円、プラス支度金はその半額ということも聞いており、600万円については高いと認識しているが、一年間保証されるのであればやむを得ないものでないかと感じていたとの答弁があったのであります。

第5点として、コンサルタントの吉田氏とはどういう人物なのか。生まれは秋田ではないのか。当初、佐藤前副市長の友人である西村氏については、コンサルタントを

紹介しただけであるという答弁をしていたが、その後、ともに東京へ出張したり、秋田で同席していることが判明している。その事実関係と実態について質疑があり、佐藤前副市長からコンサルタントの吉田氏については、本業についてはあまり把握していないが、緒方医師の任用が決定したあとも、一人医師を紹介してきたり、医師についてはよく知っており、自分の本業についてはあまり話さなかったもので、また、出身については把握していないとの答弁があったのであります。

また、友人である西村氏については、交渉をうまく進めたいがためにコンサルタントの知人である同氏に東京出張、秋田での会食時に同行していただいたものであるとの答弁があったのであります。

第6点として、5月1日、緒方医師が辞任した際、秋田市のホテルまで東海林局長が送っている。別行動で佐藤前副市長と加藤前総務課長も秋田市へ向かい、ホテルで緒方医師を迎え会食している。東海林局長は行く必要がない、東海林局長はそれを知らされていない、不自然である。また、会食に西村氏が同席している。佐藤前副市長が招待したのか。さらに会食時に院長から124万円を受けとった話はなかったのかとの質疑があり、佐藤前副市長から記憶は定かでないが、別の用事で秋田市へ行き、ホテルで緒方医師を待っていたもので、院長から現金を受けとったという話はなく、後日知ったものである。

また、西村氏については、緒方医師が市の人とは会食したくないということから、西村氏が夕食の話をもちかけたもので、我々も同席させてほしいと、院長の考えも伝えたいということで、同席させてもらったものであるとの答弁があったのであります。

第7点として、5月2日、緒方医師を加藤前病院総務課長が空港まで送ったということであるが、加藤氏が空港まで送る予定があったという、これは誰の指示であるのか。加藤氏とコンサルタントの吉田氏とは面識があるのか。また、コンサルタント契約にある日当5万円及び成功報酬率は誰が決定したのかとの質疑があり、佐藤前副市長から、誰の指示で空港まで送ることになったのか把握していないものである。

また、加藤氏とコンサルタントは知り合いである。日当成功報酬については、中川前局長と協議決定し、後日市長に報告しているとの答弁があったのであります。

その後、コンサルタントへの成功報酬693万円の補てんについては、先の6月定例会では、市長として、佐藤前副市長と二人で補てんする考えを示していたものであ

るが、前述したように、佐藤前副市長は、市長と二人で補てんする意思はなく、先般開催された議会運営委員会及び新聞報道でも明らかになったように、市長一人で全額補てんしたことが確認されたことから、本委員会として、市長並びに再度佐藤前副市長の補てんに対する真意等確認するため、8月28日、委員会を再開し、市長の出席要請、また、改めて佐藤前副市長に対し、参考人として出席要請をいたしたのであります。

まず、市長に対し、委員より、当初は訴訟もじさないニュアンスであったと思うが、社会正義として、何らかの対抗措置をとるべきでないかとの質疑があり、市長から議会での答弁、そして市民の皆様にも補てんすることは約束していることであり、責任の一端を取り、早く終結して新しい男鹿づくりに邁進したい。時間をかけ訴訟に踏み切るよりも、一日も早く補てんすべきと判断したもので、新聞報道後、佐藤前副市長より補てんについて再考したいとの電話があったことから、今後、詰めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、この補てんについては、本委員会の最終報告を待ってから決断をすべきでなかったのか。この後、参考人として佐藤前副市長が出席し、その真意を問うことになるが、補てんにいたる間のとり方があったのでないかとの質疑があり、市長から繰り返すことになるが、一日も早く補てんし、議会、市民の皆様への約束を守らなければという強い気持ちで補てんしたものであるとの答弁があったのであります。

次に関連して委員より、8月4日に予定されていた、「地域医療と男鹿みなと市民病院に関する集い」を台風による影響を懸念し、中止しているが、教育厚生委員会協議会で開催すべきとの委員の発言により、再度開催の運びとなったものである、中止に至った経緯について質疑があり、市長から台風の影響、また、9月定例会、さらに国体を控え、日程的に厳しいものがあり、広報に特集号を掲載し、市民に男鹿みなと市民病院の現状等を報告したいという考え方で中止と決定したものであるが、その後、議員より開催すべきとのご意見もあり、院長並びに出席予定の県とも調整しながら、9月22日の運びとなったもので、ご理解いただきたいとの答弁があったのであります。

委員より中止決定とした考え方が軽率でないか、病院の現状について市民に周知するという姿勢が必要でないかとの意見があったのであります。

次に、佐藤前副市長に対する２回目の出席要請となる質疑、応答内容について申し上げますと、第１点として、市長より佐藤前副市長からコンサルタントに対する成功報酬等の一部を補てんする意向が示されたとの報告がなされているが、再考し、一部補てんするという心境の変化と負担割合についてどうかとの質疑があり、佐藤前副市長から、副市長を辞して自分の責任をとったということから、補てんの必要はないと判断していたが、市長より協力していただきたい旨連絡があり、本事案で９月定例会への影響、市長の立場、また、困難であった二市町の合併も二人で進めてきた経緯等を考えれば、一日も早く終止符を打ち、協力すべきとの判断に至ったものである。また、補てんの負担割合については、現時点では詰めておらないものであるとの答弁があったのであります。

第２点として、市長は補てん、佐藤前副市長は辞任と、結果的に被害が大きくはめられたという感があるがどうか。また、コンサルタントを抜きにして、緒方医師を任用する考えはなかったのかとの質疑があったのであります。佐藤前副市長からあれだけ医師を知っている、医師を抱えているコンサルタントは今までになく、はめられたという思いはないものである。また、緒方医師より任用にあたっては、あくまでもコンサルタントを介していただきたいと話されていたとの答弁があったのであります。

次に、参考人である中川前病院局長に対する質疑、応答内容について申し上げますと、委員より第１点として、２年前に厚生連からパイオニア的人材として男鹿市が採用した経緯があり、スカウトしたのは佐藤前副市長と思うがどうか。また、当時男鹿市民となり、一生懸命病院の再建に取り組む姿勢があったのかとの質疑があり、中川前病院局長から、人事のことについては知る立場になく、男鹿市から厚生連病院建設にあたり、多大な助成をしていただいているので、尽力するようにとのことと赴任し、医師や看護師の頑張っている姿を見て、誠心誠意事務職として頑張らなければならないという気持ちであったとの答弁があったのであります。

第２点として、監査請求の結果、一連の契約に関し、コンサルタントの一方的な内容で契約し、関係法令に違反しているとの監査結果が出ているが、当時、病院事務当局の責任者としてどう考えていたのかとの質疑があり、中川前病院局長から、緒方医師の志、熱意が感じられ、当時法令違反という認識はなく、短期間で契約を締結しなければならないという状況もあり、考えが及ばなかったものであるとの答弁があった

のであります。

第3点として、3月12日に前副市長と前副市長の友人である西村氏と上京しているが、そのとき初めて西村氏と面会したのか。また、上京し浅草ビューホテルでコンサルタントと面会しているが、なぜ浅草ビューホテルなのか。二人を知ったのはその日が初めてなのか。さらにコンサルタント会社の場所、組織、社員、名簿等を確認しなかったのかとの質疑があり、中川前病院局長から、3月12日上京の際、秋田空港で初めて佐藤前副市長から西村氏を、浅草ビューホテルで西村氏からコンサルタントを紹介され、当日初めて二人を知った。

また、コンサルタント会社の場所等については確認していないもので、浅草ビューホテルを選んだ理由は特になく、動きやすく地理的な関係で当ホテルにしたものと思っているとの答弁があったものであります。

第4点として、契約交渉を重ねるに至り、適正な契約でないことに危機感を持って辞任したのではないかと質疑があり、中川前病院局長から、危機感を感じる思いはなく、緒方医師が赴任することにより、医師の診療体制等業務の軽減につながり、緒方医師の熱意を感じ話を進めていったもので、業務上、性急すぎたとの答弁があったのであります。

第5点として、本事案により、病院をめぐるコンサルタント業という業種を知ったが、中川前病院局長の知る限りで、コンサルタント事情についてと併せ、男鹿みなと市民病院から離れ、このたびの本契約について、現時点でどう考えるかとの質疑があり、中川前病院局長から、平成16年度から臨床研修医制度がスタートし、その後、各病院での医師充足が困難になってきたという事情があり、医師の流動的な動きをにらんだ形でコンサルタント業務が多くなってきたのではないかと考えている。また、契約にあたっては医師充足を優先的に考え、業務の中身、処理の仕方に不手際があり、多大なご迷惑をおかけしたという思いであるとの答弁があったのであります。

第6点として、コンサルタントを委員会条例に基づき、参考人として出席要請したものであるが、きょう現在音信不通である。コンサルタントに対する人物評と併せ、コンサルタントと緒方医師との関係、並びに契約書において第三者に公表してはならないとする条文を確認していたのかとの質疑があり、中川前病院局長から、以前にも男鹿みなと市民病院を視察に来た医師もいたが、赴任には至らなかった。コンサルタ

ントの吉田氏については、現実に医師を連れて来て、今後も紹介したいというようなことから、今まで接触したコンサルタントとは違っていると、信頼できる方だと認識している。また、コンサルタントと緒方医師との関係は把握していないものであり、契約書における第三者の公表とは、外部にインターネット等で公表しないと受けとめていたとの答弁があったのであります。

第7点として、男鹿みなと市民病院の代理人である本市顧問弁護士より、契約の解除及び成功報酬693万円の返還要求に係る通告書に対するコンサルタント代理人弁護士からの回答によれば、緒方医師はコンサルタント同席のもと、佐藤前副市長と面談の際、防衛医大卒の自衛隊医官であり、9年間は自衛隊勤務が義務づけられていること。満了前退職の場合は、償還金の返済が必要であることを誠実に告知しているとしている。

また、緒方医師の経歴、自衛隊医官であること等十分承知しており、さらに公務員兼職規定に抵触する恐れがあることから、同人の病院勤務等公にしないようにとの求めに対して、同席者から心配ないとの回答を得て、緒方医師は非常勤で勤務することを決意したとなっているが、事実告知されているのか、実態はどうかとの質疑があり。中川前病院局長から、防衛医大卒ということしか浮かばない。そこまで話があったのかどうか浮かんでこないものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、本回答書によれば、中川前病院局長と緒方医師が電話で、第三者に対する公表方については心配ない旨記載されているが実態はどうかとの質疑に対し、中川前病院局長から、緒方医師と話をしたことはなく、医師と直接交渉することはない。コンサルタントを介して交渉するしかないとの答弁があったのであります。

次に、参考人である夏井元病院総務課長に対する質疑、応答内容について申し上げますと、委員より第1点として、局長、次長を補佐する病院総務課長として、公印使用等契約書の締結について、上司の命令でやむを得ずやらざるを得なかったのか。また、契約書を起案する時点で、条文等内容を確認しなかったのかとの質疑があり、夏井元病院総務課長から、短時間の中で内容を確認しないまま締結したのが最大の原因で、他の病院に勤務されるという心配もある。一早く契約を締結し、男鹿みなと市民病院に赴任してもらおうという考えがあったもので、契約書内容については、当時の局長、次長を経由していることから、急ぐあまり確認しなかったものであるとの答弁が

あったものであります。

第2点として、コンサルタントの吉田氏は26日、秋田に来て、秋田ビューホテルで諸条件について協議しているが、これは契約書の内容ではないのかとの質疑があり、夏井元病院総務課長から、赴任した場合の勤務日、賃金、コンサルタント料について話はしたが、交渉のメインとなったのは、佐藤前副市長と中川前病院局長であったとの答弁があったのであります。

次に、加藤前病院総務課長に対する質疑、応答内容について申し上げますと、委員より第1点として、院長が立て替えた124万円について、5月2日にあなたが秋田空港まで送っているのに、なぜあなたに渡さないで加藤氏（弟）に渡したのか、不明瞭であるとの質疑があり、加藤前病院総務課長から、緒方医師には病院の職員に戻しても受け取ってくれないという思いがあり、加藤氏（弟）にお願いしたのではないかと答弁があったのであります。

第2点として、緒方医師がいったん受け取った124万円については、正当な報償であり、返す理由は本来ないと思うが、返す理由についてどうかとの質疑があり、加藤前病院総務課長から、推測ではあるが兼業することは報酬を得ることであり、兼業してはならないという考えが働いたのではないかと答弁があったのであります。

さらに委員より、緒方医師は124万円の処理を吉田氏に相談した結果でないのかとの発言があったのであります。

以上、地方自治法第98条に基づく関係書類の検閲、監査請求に対する監査結果報告、監査意見、また委員会条例第29条に基づく参考人等への質疑、応答内容について申し上げましたが、本委員会として、参考人として欠席された緒方医師、吉田氏、西村氏、加藤氏兄弟について、前述したように質問書を送付いたしたのでありますが、回答を得るに至らなかったものであります。

その後、病院当局において、緒方医師の動向について電話にて防衛医大に問い合わせしたところ、平成19年7月6日付けで、停職8日という懲戒処分を受け、翌日7日付けで依願退職したもので、退職後の動向は確認できていないとのことであり、また、加藤氏兄弟については、会社へ3回ほど電話したところであるが、本人は出ず、事務と思われる女性から、社長は会社に来ていないという話で連絡は来ないものであるとの病院当局からの報告があったのであります。また、コンサルタントである吉田

氏からは、議会事務局に電話があり、お互い代理人を立てておるのでないか。緒方医師は現在東大病院にいる。また、緒方医師は男鹿みなと市民病院において診療にあたった、病院としては診療にあたっての診療報酬を得ている。緒方医師は受け取っていない、この点はどうかとの電話が議会事務局にあったもので、また、西村氏については、当初参考人として出席要請に応じるような電話での回答であったが、その後、出席できないとの電話連絡が入っているものであります。

以上、地方自治法第98条を付与された、本委員会として与えられた権限によって審査を重ねご報告申し上げましたが、なぜ今回このような問題が発生したのかということについてであるが、病院医師確保を任せられていた前副市長はじめ、関係者がとにかく医師を早急に確保したいという焦りの中で起きてしまったといえよう。

契約の内容、相手方の実態確認行為、報酬の妥当性等はほとんど協議することなく、仲介者の吉田コンサルタントの意向で物事が進んでいった。特に契約における問題点として、緒方医師の兼職の禁止事項について相手方は、市側が承知の上で契約したとしておるが、実態は不明である。履歴書を事前に提起し、また、契約書にも現在東京大学病院に勤務し、そのことを公にしない。外部に漏らさないという情報をあえて明記している。また、それらのことを聞かされた市長も、「弁護士と相談をしたら」と指示はするが、みずから契約決裁はしており、その後、弁護士からの見解についても確認はしておらず、物事に対するリスク管理意識が関係者一様に欠けていたことにほかならない。今回の緒方医師採用後、5月1日に雇用を打ちきった大きな理由とされる医師の兼業禁止のことは、契約時点でお互いの合意の上で進めてきたことは明らかであり、契約書からは、そのことにより雇用の破棄でコンサルタント料の返還を求めることは無理があると言える。契約前日に防衛医大に籍があり、公にしないことを告知された佐藤前副市長、下間院長、中川前事務局長、東海林現事務局長、夏井元総務課長は、そのことを安易に捉えていたものと「広報おが」5月号における医師紹介記事からも伺える。そのことについて佐藤前副市長は、積極的に出さなければよいと考えていたと答えている。ましてや次の日の5月2日に佐藤前副市長、加藤前総務課長は、吉田コンサルタントに緒方医師の償還金の貸与による常勤医師としての採用の可能性について打診をしていることを考えた場合、後日の弁護士のアドバイス、契約破棄による報酬返還の思いというのは、その時点では全く頭になかったと思える。むし

ろ男鹿市側に非があるという思いで将来的な交渉をされたことと考えるのが自然といえよう。

また、監査の意見にあったように、契約経緯において、医師確保を急ぐあまりずさんな処理で物事が進められ、特に医師の経歴における防衛医大の身分についての確認行為が、関係者のどなたからもなかったということが発端になったといえる。さらに、報酬の妥当性についても、中川前病院局長の答弁から「コンサル料については、通常は2割から3割の報酬、それからすれば高いのではと思った」と述べているが、高すぎるという思いはなかった。また、佐藤前副市長は、「一年保証という面では高くはない」と答えている。このように報酬についても一定の基準的なものは持っておらず、十分な精査、検討をせず、公金支出するという役所の処理のあり方としては考えられない状況で進んでいった。日頃から医師確保の必要性を強く議会や市民に叫んできた中で、具体的にどのようなルート、手法、条件で医師確保を進め、具現化するというような方向づけはあまりなかったとしか言いようがない。そして一定の時期から最高責任者の佐藤市長から、佐藤前副市長に一切任せられた、言わば丸投げされた状況で、前副市長はみずからのあらゆる人脈を頼って走り回るということで、そこにはお互いのチェック機能が働かない状況、医師確保における戦略方針、意思決定のあいまいさを露呈したことにほかならないのではないかと。どんなつながりからでも医師を確保しようとしたその意欲が強すぎたことによる、本来行政が最低限守らなくてはならない法的ルール、手続き、吟味しなくてはならない行為がおろそかにされてしまったとしか考えられない。吉田コンサルタント、西村氏、加藤氏兄弟、そして緒方医師からは、当委員会へ参考人としての出席がまことに残念であるが図られなかった。でき得るならば、出席されてみずからの意見、思いを発言し、出席ができないならば少なくとも回答書でそれらを主張してもらいたかった。そのことは佐藤前副市長が述べているように、「男鹿市に協力してなぜこんなことに」という証言になるし、みずからの行動の正当な証になったはずであると申し上げたい。この委員会の限界とはいえ、きわめて遺憾である。

以上、ご報告申し上げましたが、今回大きな問題となってしまった男鹿みなと市民病院の医師確保は、一層容易に解決できない深刻な事態となっていることを露呈したのではないかと。男鹿みなと市民病院は本市の中核医療機関として、市民の医療を確保

するため重要な施設であることは十分認識できるものであるが、病院経営を取り巻く環境は今後ますます厳しくなると思われる。

また、6月、さらに本9月定例会において市長は、男鹿みなと市民病院の医師確保と経営健全に政治生命をかけ全力で取り組み、市民の行政に対する信頼回復に努めると明言しているように、課題解決に向け不退転の決意で全力を傾注していただきたい。

いずれにせよ、本問題の発端を見るに契約内容を精査することなく、締結したことによるものであり、これまでの執行体制を総点検するとともに、事の重要性を認識し、職員の資質の向上に十分意を用い、行政にあたってほしいことをご提言申し上げ報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番吉田さん

○10番（吉田直儀君） 私から何点かを質問させていただきますが、まずもって委員長には、この病院問題について3月から、3月定例議会から今日まで大変長い期間、問題になったこの事件、不祥事について、委員の皆さん、そして委員長が特にこうして精力的にまとめていただきまして、本当に私からもご苦勞様でしたと感謝申し上げながら、今委員長の報告を伺っておりました。

結論は私なりの考え方を後ほど申し上げさせていただきますが、委員会の報告の中から、私ずっと同僚議員からも、あるいは委員長の報告をつぶさに伺っておりまして、相当の数の、私なりのです。私なりの問題点を申し上げたいと思いますが、これを今つぶさにやっていますと、大変な時間になりますので、割愛させていただきます。

もちろん私も6月定例議会でもるる詳細にわたって伺っておりますので、そういう面もありますので、何点かの分について伺わせていただきますので、委員長、よろしくお答えなり、あるいは、委員長では多分これは、委員会での結論出なかったと思いますが感想なり、あるいは状況をお話していただければと思います。

簡単に、私もあまり中身を申し上げません。単純な質問をさせていただきますが、まず第一のこの緒方医師の経歴等について、るる説明したと言っています、当局に。しかし、これが相手方の弁護士からは、そういうふうに説明をしてと言っていますが、こちらの方の関係者のお答えが、「弁護士が嘘を言ってるんじゃないか」とこう言っています。そういうふうな捉え方をしておりますが、これはどちらが正しいというふうに委員長、もしくは委員の人方たちが理解されているでしょうか、これが第1点。

それから委員長、124万円のお金のことなんですが、これも監査委員からるるご指摘があったようですが、要はこの124万円が加藤氏に渡って、18日までの空白期間があります。なのでこの空白期間がどうも私どもも、あるいは委員の皆さんも納得できないようなニュアンスで報告されてますが、この点についてどうお考えなり、あるいはどう委員の方でのご意見があったかということです。

第3点目は、副市長が言ってるのは任期を残して辞めたと言ってます。任期を残して辞めたと言いまして、なのでそのみずからの在任の期間の報酬でもって、損害のお金の分を埋め合せしたい、したとこういうふうな表現、表現なんです。これはいわゆる副市長いわくには、私の任期残されて辞めたんだから、残された分が報酬がもらえなかったから、これは市にその分が返還したものと、こういうふうに言ってるかと思いますが、それはそういうふうに理解していいのかどうかです。

それから、次に、吉田氏ですか、西村氏、加藤兄弟、これらの説明が総括的にすべからずできないと、こういうふうに表現されています。これは委員長も承知だと思いますし、委員の方も承知と思いますが、これはもう100条委員会ではないので、そういう制限があるのはるる、重々知ってますが、これについて私も残念に思いますが、委員長の見解なりあるいは委員からもいろいろあったようでございますが、もう一度この点を98条委員会のいわゆる限度というものに対する考え方を伺いたいと思います。

次に、委員長、簡単で結構ですので、あまり。それから、前副市長が吉田コンサルタントの吉田氏をきわめて信頼していると。あれだけの医師を知ってる人はいない。あれだけ医師を抱えている人がいないという、こういう非常にコンサルタントの吉田氏を褒めていますし、自分にはめられたと思ってないと言っています。これは非常に私はこの話は、過去の問題なったことからして、極めて不整合な見解ではないかと思えます。だったら私は副市長が、こういう不祥事でもって辞職というみずからの任務を辞めるようなことはなくして、しっかりとこの議会の場で市民に対して、堂々と説明をしてもらいたかったと思うんですが、委員長は、あるいは委員ではどういうふうな感想でしょうか、意見などがございましたら伺いたいと思います。

最後に委員長にお話申し上げますが、要は98条委員会の、もちろんこれは性格と性質と100条委員会の性質というのはこれはもうまるっきり違うわけなんです、

こういうふうに関係者の一番市民が、私どもが知りたい方の出席がない、説明がない。こういういわゆる片肺の飛行、片肺を手術して片肺を手術してないような、こういう表現はなんです、こういうことでこの委員会の任務が終わったわけなんです、大変ご苦労かけたわけなんです、こういう点で市民に対してこの問題が、いわゆる説明されましたよと、決着つきましたよというふうなことが言えるのかどうか、言えるのかどうかです。これが市民に解決しましたよと、こういうふうなことが言えるのかどうか、この点を委員長からまとめて、委員長の立場でお考え方を述べてもらいたいと思います。そういうことで、私はこの委員会が報告でもって、この病院問題の不幸事というものが決着つけたのかどうか、私はまだ疑義があると思います。どなたかの委員が言ってますが、これが報告されて、あとは議会がどう受け止めるかと、そういう問題だと言ってますが、その点はそれぞれの議員の立場で考え方、解釈があると思いますが、私はやや、ややというより、先ほど申し上げましたように、半分の関係者、あとはいわゆるかつての公務員の立場での人たちの証言だけあります。そういうことですので、私はいかがなものかなと思ってます。これでも、大変、先ほど冒頭申し上げましたが、委員長は精力的にこれをまとめてもらいましたが、本当にありがたいと思っております。要は先ほど申しましたように、議会がどう受けとめて、議員がどう受けとめて、市民がどうこの問題が決着ついたかと、そう理解するのは、これは私はそれに触れることはできませんというふうな感じで申し上げたいと思います。

もう一つ、委員長、最後に、本当に最後です。委員会の議事録の中ね、私ちょっと非常に注目されたあれがあるんです。というのは、5月7日の出張時において、これは加藤総務課長、前の総務課長が証言してるんですが、出張時に1回目の食糧費が公費で6万6千円を負担したと。1回目の会費、やはり一次会でしょう。それから二次会、三次会に行ってる。そのところの証言が、総務課長がね、こう言ってます。想像できない金額。そして使ったことがない金額、こう言ってます。想像できない金額、自分が使ったことない。総務課長がかつて旧若美町の財政担当、相当長い年月やってきましたが、使ったことがない金額、そしてもう一つ重大なことは、決算上まずいので自費で払ったと言ってます。私聞きたいのはその中身じゃなくて、こういう金が自費で払ったというふうなことです、何人かでしょう、誰が払ったということ私は聞きませんが、これが非常に何と申しますか、公務の執行の中に、相当金が動く私的な

部分があるというふうなことが、私はちょっと気になりましたので、委員長、これはあまり詳しく報告いららないんですが、まず、そのことだけ耳に置いていただければとこういうふうに思ってます。回答は結構でございます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） 三浦委員長

○3番（三浦利通君） 吉田議員のご質問にお答えしますけれども、6点ほどあったかと思えますけれども、果たして吉田議員が納得できるようなご答弁なるかどうかわかりませんが、一応私のずっと委員会での検査過程、さらには自分の今の、多少所感も加えながらご答弁させてもらいたいと思います。

1点目は、吉田コンサルタントの契約前後における関係ですけれども、先ほども報告の中にあつたように、吉田コンサル、西村さんも入つた中で契約前に来た中では、契約当日の前に事前に履歴書を提示してると。それから、前の協議会等の中で、それぞれの契約書の写しも皆さんに提示されてありますけれども、先ほども報告したように現在は東大病院にも務めてる。そのことも契約書の中にもうたっておりますし、そういうこと等判断すれば、相手が主張するような兼職禁止の部分は、その交渉過程に入つた方々は、それなりに理解をしながら物事は進められたんでないかと考えるのは自然なのかなという捉え方をしております。

それから、2点目は、9月1日に院長が立て替えした124万円、緒方医師に支払つたそのお金の経緯、18日に戻ってくるまでの間ですけれども、要するに今、先ほど話した兼業禁止のその問題点が明らかになったことにより、5月1日に院長の大きな判断の中でみなと病院としては、これ以上務めても問題があるので辞めてもらったと。それでとりあえず124万円払つたわけですが、ただ、そのことが新聞紙上、マスコミに問題化した中で、ある意味では緒方医師も自分の将来にとってこのことがいふろんな面で不利益になるんでないかなというそういう考え方が、いつかの時点で、5月1日以降働いたことによる、その124万円は自分で持っていることが具合の悪いという、そういうことの判断、考え方が働いたのかなと、あくまでも私の所感でありますけれども、先ほどあつたように、緒方医師からは参考人として出席してもらえなかつたし、回答書でもそのことは聞いた、質問したわけですが、答えてもらえなかつた。あくまでも想像の域ですからそんなことも理解をしております。

それから3点目は、佐藤前副市長のみずからは辞職して責任をとったと。当初の病院に対する返還金の自分としての責任の果たし方としては、辞めたんだから返還金については戻す意思是、考え方は持っておらないというふうなことの回答をしておりますけれども、そのこと考え方をどういうふうにして理解するのかというふうなことですけれども、やっぱり政治家、よく言われる政治家とかそういう、特に重い立場にある方々というのは、その職を、何か問題があった場合は、その職を辞するということが最大の責任のとり方なのかなと。そのことを佐藤前副市長もみずからの言葉で語ったのかなと。そのような理解をしております。

それから、仲介者、要するに吉田コンサルタント、西村さん、それから加藤兄弟を含めた方々の仲介者的な立場の方々が、先ほどあったように、きちっと参考人として出席してもらって、みずからのかかわり、経緯についてきちっとした説明なりお話をしてもらえば良かった。結果としてそれが叶わなかったというふうなことになってしまいましたけれども、ある意味では吉田議員も一番承知しているように、この98条委員会の限界で、残念ながらそういう結果になってしまいました。しかしながら98条委員会をつくって、この問題について検査、調査をしていくというのは、これは男鹿市議会の全体の判断で行った、こういう委員会をつくるようになったわけですから、そのことはそれなりに重いのではないかなというふうに考えております。

それから、佐藤前副市長が2回目に、先ほどあったように病院に対する返還金のことの再確認をしなければいけないというふうな等もあって、2回目に来ていただいた際に、確かに吉田議員が先ほど指摘してあったように、対吉田コンサルタントに対しては、佐藤前副市長というのは、今もってそうだと思いますけれども、相当の信頼、信用をしているということは、それなりの言葉で語っておりました。それは、我々がこの種の医療業界というか、医師確保の世界の中で、彼自身が一定の時期から担当していたいろんな人方とかかわり、あるいはコンサルも相当かかわったという本人の言葉でもしゃべっておりましたけれども、そういう経験の中から吉田コンサルというのは、先ほど報告にもあったように相当の医師も知っているし、抱えておる。そのことを彼自身がきちっと理解した上での、信頼してる上での、そういう答えになってきたのかなというふうに考えております。

それから、先ほどのあれとも関連するわけですがけれども、私ども98条委員会に入

った委員は、まずこの三カ月間の中で報告にあったように、実質7回の委員会の中で相当頑張って検査、調査をしたつもりですが、残念ながら吉田議員に言わせれば、肝心の仲介者的な立場の方々のきちとしたかかわり合いの部分が、解明できなかったというふうなことが確かにありますけども、ただ、監査委員の調査の結果でも金の面の出し入れ、いきさつ等については、何ら疑問視されるようなことは一切なかったということもありますし、それは後日の対代理人弁護士同士の間でのやりとりでも、その部分的なことはあまり見えない。ただし、コンサルタント料の返還については、相手の弁護士は相当それは必要ないんだというふうな。こっちの加賀谷弁護士については、最初からできないような契約の内容を契約したんだから、これは契約自体が無効であるというふうな、そのお互いの主張の平行線はありますけれども、ほかの今のお金の部分についてのあれというのは、相手の弁護士の方でも、相当な強い要求とか出してこないというふうなことを考えれば、仲介者的な、ややもすれば我々もそれなりの疑惑的な部分のことも聞かされたわけですから、それは佐藤前副市長の言葉を借りて言えば、男鹿みなと市民病院の医師確保のために自分方は一生懸命かかわり合ったと、協力したという言葉がそれなりに受け止めていかなければいけないのかなという、自分自身はそういう考え方の整理をしております。

以上です。

○議長（船木茂君） 再質疑ありませんか。吉田さん

○10番（吉田直儀君） 大変ご丁寧なご答弁いただきましてありがとうございました。

何点かは私の質問にお答えできなかったものもありますが、私は委員長は多分それをわかっていることではしょうから、私もそう理解したいと思います。

最後に、このことはあなたの、その委員長の報告にあるとおり、いわゆるこれは市長も言っているように、私も何度も申し上げてますが、市長がこの病院問題については、医師の確保と経営改善計画のために、政治生命をかけるというふうなことを言っていますので、私はこれは重要な重大な発言でありますので、どうぞ委員長も、この語句を絶対に忘れないでひとつ今後ともやっていただければと、こういうふうに思っております。

私もこのことについては、ずっとこのあとも、先般も言いましたが、私のこれはもうテーマとして、今後伺っていきたくてこういうふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（船木茂君） 10番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ほかになしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する件について採決いたします。
本件をお手元に配付しております、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査報告書及び男鹿みなと市民病院非常勤医師問題検査特別委員長報告のとおり、了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する件については、委員長検査報告書及び委員長報告のとおり了承されました。

これをもって、男鹿みなと市民病院非常勤医師問題に関する検査を終了いたします。

日程第2 議案第64号から第74号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第2、議案第64号から第74号までを一括して議題といたします。この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員長の報告を求めます。5番柳楽芳雄君、5番

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第66号政治倫理の確立のための男鹿市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、郵政民営化及び証券取引法の一部改正などに伴い、市長の資産と報告書等の記載事項を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 67 号男鹿市情報公開条例及び男鹿市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、郵政民営化により日本郵政公社が廃止されることに伴い、男鹿市情報公開条例及び男鹿市個人情報保護条例において、その職務の遂行に係る情報の一部が不開示情報の適用外とされている公務員等から、同公社の役員及び職員を除外するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 68 号男鹿市集会施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、本年完成予定の宮沢地区コミュニティセンターを集会施設として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、合併時の協定により道村地区、宮沢地区の 2 棟を自治宝くじコミュニティ助成事業を受けて、市で建設しているがこの事業で進めた経緯について質疑があり、当局より、当初計画では、道村地区は自治宝くじコミュニティ助成事業、宮沢地区については、過疎債充当事業として位置づけていたものである。しかし、自治宝くじコミュニティ助成事業の採択件数は、各都道府県において上限 3 件を原則としていることから、県ではこれまでの利用状況からして、早くても 3 年に一回の採択となるが、申請については昨年に続いて可能であるということから申請していたものであり、たまたま辞退した市町村がいたことにより、本年度においても対象となったものであるとの答弁があったのであります。

委員から男鹿地区においては、このような助成制度を利用していないことから、地域の状況を把握し、効率的な補助制度の活用を検討していただきたいとの要望があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 70 号男鹿市土地開発公社定款の変更についてであります。

本議案は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条文の整理をするため、本定款の一部を変更するものであります。

本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。19番中田俊雄君、19番

【19番 中田俊雄君 登壇】

○19番（中田俊雄君） 産業建設委員会に付託になりました議案第69号男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、信用保証協会と金融機関とが融資に対する責任を共有する、責任共有制度が導入されることに伴い、市内小規模企業に対する融資について、同制度が適用されない全国統一保証制度である小口零細企業保証制度の対象とし、安定的な資金調達を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本議案について委員より、このたびの改正で、条文に新たに小規模企業者を加えているが、これにより、本資金の対象者は増加するののかとの質疑があり、当局から、このたびの改正は対象者の範囲を広げるためではなく、信用保証協会と金融機関が80対20の割合で責任を分担する責任共有制度が導入されることに伴い、資金調達に支障を来すことや、貸付金の利率が高くなることが予想され、これまでの本条例の対象者のうち、経営に影響を受けやすい小規模企業者について、現行同様100パーセント信用保証協会による保証を維持するため、改正するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。21番佐藤美子さん、21番

【21番 佐藤美子君 登壇】

○21番（佐藤美子君） 予算特別委員会に付託されました、議案第71号から第74号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は去る7日開会し、正副委員長を互選の後、各予算について補足説明を受け質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点に

ついでのみご報告申し上げます。

まず、第1点として、男鹿みなと市民病院に係る質疑についてであります。

一つとして、当初予算と比較して収益的収入が大幅な減額の補正予算となっている。当初予算積算の根拠と今後の補正見通しについて。

二つ、銀行等から一時借入れする場合、指摘、注意事項等がないものか。また、一般会計から利子付きで借入れしているその根拠について。

三つとして、男鹿みなと市民病院事業予定貸借対照表では、当年度純損失が4億3千879万円で、累積欠損金が25億1千78万5千円となっている。今後、累積欠損金増額の可能性と予定不良債務の見通しについて。

四つとして、有識者による経営改善委員会の今後の取り組み及び委員選任の経緯について。さらに病院の運営形態の見直し等について。

五つとして、看護師の補充に伴う採用人数の根拠及び組織見直し等による人件費の削減等の考え方について。

六つとして、一般会計から病院事業会計補助金として計上した経緯とその内容について。等々の質疑があったのであります。

次に、第2点として、地方交付税8千300万円減額の要因と今後の見通し及び繰越金の残高について。

第3点として、八郎湖周辺清掃事業組合負担金の財源振替の理由と地方債の充当率等について。

第4点として、株式会社男鹿地域振興公社の不適切な経理等に伴う処分内容等について。さらに夕陽温泉WAOのバス廃止に至った経緯について。

第5点として、八望台のトイレ等、観光地の美化問題について。

第6点として、企業誘致活動の取り組み及びプライウッド増設に伴う雇用状況について。

第7点として、羽立バイパス開通に伴う危険箇所への信号機設置の必要性と対応について。

第8点として、県事業として観光文化施設、水産加工施設等の設置及び誘致等の取り組みについて。

第9点として、農水産加工品の販売促進、市場開拓など市物産開発も含め、地場産

業の振興を図るための専門職員配置の考え方について。

第10点として、障害者自立支援費の内容と支援方法について。

第11点として、男鹿市の災害時に備えた備蓄品の保管体制について。

第12点として、船川保育園の建設予定地について。

第13点として、市内敬老会の日程調整について。

第14点として、介護保険特別会計繰越金の今後の見通しについて。などの質疑、指摘、意見などに対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

19日には、各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど、委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

なお、柳楽委員より、9月7日開会された本委員会における自身の質疑を、全部取り消したい旨の発言があり許可されたものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第71号から第74号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。20番大森勝美君、20番

【20番 大森勝美君 登壇】

○20番（大森勝美君） 決算特別委員会に付託されました議案第64号及び第65号について、審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る10日開会し、正副委員長互選の後、その審査をいたしましたのであります。

当局から、各決算にかかわる補足説明を求め、さらに加藤監査委員から決算審査における総括意見を求めたのであります。この際、決算の事業概況並びに質疑された主な点についてご報告申し上げます。

最初に、議案第64号平成18年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定にかかわる事業概況について申し上げますと、患者の利用状況として、入院では延べ5万5千261人、一日平均151.4人、病床利用率では84.1パーセント、外来では

8万9千560人、一日平均365.6人となっている。一方、患者1人、一日当たりの入院収益は2万1千642円、外来収益は6千177円となったものであります。次に財政面では、総収益は19億7千8万37円、内訳として入院収益は11億9千598万4千390円、外来収益は5億5千322万427円となり、また、医業外収益は1億5千136万3千828円となったもので、一方総費用では23億7千223万1千510円、内訳として、医業費用では22億3千438万4千586円、医業外費用では1億3千784万6千924円となっている。この結果、単年度で4億215万1千473円の純損失となったもので、本年度の経営状況については、入院、外来収益で3億3千280万2千円の減、特別利益で3億978万5千円の減、また、費用では2億3千405万7千円の減の結果、単年度収支では、4億1千442万5千円の減益となり、不良債務の額は7千715万8千円で、前年度より2億2千536万1千円悪化したものであるとの概況説明があったのであります。

次に、議案第65号平成18年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定に係る概況について申し上げますと。

まず、上水道では給水状況において、本年度末の給水戸数は1万2千929戸で、前年度と比較し25戸、0.2パーセントの増となり、給水地域内における普及率は95.5パーセントとなったもので、年間有収給水量では371万7千420立方メートルで、前年度と比較し7万8千75立方メートル、2.1パーセント減少し、有収率は前年度と比較し1.4ポイント増の81.0パーセントとなったものである。

次に、建設改良では、国庫補助事業として五里合、船川、男鹿中、脇本、北浦地内の石綿セメント管の更新及び公共下水道事業に伴う配水管布設替工事などを施工し、安定給水の確保に努めたものである。また、財政状況においては、収益的収支で前年度と比較して、収入では972万264円減額の6億5千967万809円、支出では1千526万3千123円増額の6億6千738万4千656円となり、この結果、単年度収支で771万3千847円の純損失となり、前年度と比較し、収入で減額となった主な理由は、給水収益などによるもので、一方、支出で増額となった主な理由は、減価償却費及び資産減耗費などによるものであるとの概況説明があったのであります。

次に、ガス事業の概況を申し上げますと、まず供給状況として、供給戸数では1万

1千727戸で、前年度と比較して150戸、1.3パーセントの減少となり、供給区域内における普及率は84.0パーセントとなったもので、また、年間総販売量は346万9千763立方メートルで、前年度と比較し16万5千750立方メートル、4.6パーセント減少したものである。さらに財政状況では、収益的収支において、前年度と比較し収入では3千885万3千566円減額の6億2千197万4千686円、支出では3千677万5千145円減額の6億178万1千53円となり、この結果、単年度収支で2千19万3千633円の純利益となったもので、前年度と比較し収入で減額となった主な理由は、ガスの売り上げ及び受注工事収益などによるものである。一方、支出で減額となった主な理由は、受注工事原価及び企業債利息などによるものであるとの概況説明があったのであります。

次に、議案第64号平成18年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について、質疑のあった主な点について申し上げますと、第1点として、当年度純損失、4億215万1千473円、前年度繰越欠損金16億6千984万3千478円、当年度未処理欠損金では、20億7千199万4千951円となり、累積欠損金比率で113.9パーセントと、年間指標の3倍以上になっている。この現状をどう認識しているのか、また、今後も医業収益は期待できないものであり、未処理欠損金はさらに増加していくと思われる。欠損金の処理についての具体策について質疑があり、当局から欠損金については、一朝一夕にはいかず、非常に厳しい状況にあると認識しており、事務局体制のあり方、委託料等経費の節減を図り、支出の抑制に努めてまいりたい。また、市の財政も厳しい状況にあり、実質公債費比率等数値に配慮しながら病院経営のあり方、その手法等について経営コンサルタント、経営改善委員会の意見をいただきながら、抜本的に検討してまいり、住み良い男鹿づくりのために懸命に頑張りたいとの答弁があったのであります。

第2点として、3月分の診療収入と合わせ未収金の残高等、その実態について質疑があり、当局から3月分の診療収入については、入院で9千962万9千円、外来で4千885万5千円、その他収益合わせて1億5千110万3千円となっている。また、未収金の残高については、2億7千467万6千403円となっているが、そのうち自己負担金の未収金残高は1千900万2千98円で、19年度に入り、8月31日現在、896万4千152円が入金になっている。今後とも未収金の回収につい

ては、未収金管理システムによる個別表を作成するなど、全力でその回収に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、決算審査意見書における年鑑指標の数値と比較し、男鹿みなと市民病院の職員数、人件費はいずれも高い数値となっているが、この比較をどう捉えるべきかとの質疑があり、当局から年鑑指標については、全国225の公立病院100床以上200床未満の平均数値で平成17年度地方公営企業年鑑により、17年度決算から掲載することにしたものであり、人件費等、全般的に指標より高い数値になっているが、監査委員として数値を掲載することにより、経営の健全化に向け、一層気を引き締め、邁進していただきたいという趣旨から、年鑑指標数値を掲載したものであるとの答弁があったのであります。

委員より、病院会計予算における委託料の割合は大きなウェイトを占めている、その節減について、新たな方途を見だし、効果が上がるよう努力していただきたいとの意見があったのであります。

第4点として、経営改善について、コンサルタントに依頼するということであるが、現時点で民営化や民営化やむなしという選択肢もあるという認識でいいのかとの質疑があり、当局から診療科目の整理、地方公営企業法の一部適用、全部適用、指定管理者制度、民間委譲等、さまざまな手法が考えられ、これまでの経緯も検証しながら、コンサルタントの意見も踏まえ、このたびの経営改善委員会に盛り込んでいきたいとの答弁があったのであります。

また、委員より、本決算の採決にあたり、監査委員の決算監査意見に報告されておるように、医師の確保のための事務処理にあたり、関係法令に抵触する事実が認められたもので、本決算を認定するわけにはいかず、猛省をしていただきたいという観点から不認定としたいとの討論があったのであります。

次に、議案第65号平成18年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定について質疑のあった主な点について申し上げます。

第1点として、水道事業の根幹をなすものは、営業収益と営業費用であると考え。営業利益において前年度に比べ、7千267万円の減収になっている。この減収をどう捉え、対策を講じようとしているのか。その基本的な方策と併せ、給水原価を下げることは経営の安定化につながると思うが、給水原価並びに有収率の推移について質

疑があり、当局から営業収益は年々減少傾向にあり、一方、営業費用などは逆に増加している現状である。平成18年度の営業収益の減少要因は他会計負担金の営業外収益へ組み替えしたことと、給水収益の落込みが主な要因で、また、営業費用が増加した主な要因は、原価償却費、資産減耗費及び職員の異動に伴う給与費などによるものである。また、収益確保の対応策としては、井戸水の利用者に対する上水道への加入促進を図るとともに、事務の効率化と経常経費の節減に努めてまいりたい。給水原価については、本決算では179円23銭となっているが、平成19年度は176円53銭、平成20年度では172円82銭を見込んでおり、今後、給水原価を極力抑えたいと考えておるもので、有収率については、平成17年度79.6パーセントとなっており、石綿セメント管の更新事業等を実施したことにより、平成18年度は81パーセントと若干の改善が見られ、平成22年度には石綿セメント管の全管路の更新が終了する予定であることから、全国平均の86パーセントに近づくものと考えているとの答弁があったのであります。

第2点として、上水道事業において、平成18年度から他会計負担金を営業収益から営業外収益に組み替えした理由について質疑があり、当局から簡易水道に係る統合事業等に要する経費については、地方公営企業繰出金の繰り出し基準等に基づいて一般会計が負担することになっており、この一般会計が負担する利息相当分については、営業外費用の企業債利息の償還に充当することから、営業外収益の他会計負担金に措置することとなるが、旧若美町では、合併前から統合簡水債と過疎債の元金利息分など、一括して営業外収益の他会計補助金として会計処理を行っていたものであり、また、旧男鹿市では、平成17年度において消火施設に対する経費の負担金について、営業収益の他会計負担金で処理したことから、旧若美町の統合簡水債と過疎債の利息分について、同一の勘定科目で会計処理を行っていたが、平成18年度決算においては、消火施設に対する経費の負担金が終了したことから、統合簡水債と過疎債など、企業債の利息償還に充当するための一般会計からの負担金については、営業外収益の他会計負担金に計上したものである。なお、平成19年度においても、平成18年度同様の会計処理をしているものとの答弁があったのであります。

第3点として、ガス事業に係る経年管対策とガス料金の改定等今後の見通しについて質疑があり、当局から、平成16年2月のガス事業法改正により、年度末の導管改

修実施状況の報告が義務づけられ、経済産業省の指導のもとに平成32年度までに経年管の導管対策を終了するよう強い指導を受けているところであり、企業局として、これに基づいて年度計画を立て、ねずみ鋳鉄管については4年前倒しをし、平成28年度までに布設替えを終え、白ガス管など、それ以外の経年管についても平成32年度までに更新を完了する計画である。また、ガス料金の改定については、水道料金同様、合併協定に基づき、平成20年4月を目途にカロリースライドによる料金統一を図りたいと申し上げてきたところであるが、若美地区の原料ガスである福米沢油田の減退などに配慮し、平成22年に熱量統一を予定していることから、料金の改定については、熱量統一と併せて料金の統一化を図ってまいりたいとの答弁があったのであります。

第4点として、ガスの供給戸数が前年度対比で150戸の減少、また、売り上げも2千677万円の減少となっている。この背景と併せ、今後のPRについて質疑があり、当局から供給戸数の主な減少要因として、人口減少による需要家戸数の減少やオール電化型住宅などへの切り替えが主なものであり、ガス需要確保の対応策として、これまでも建築設備の設計事務所などへの営業活動の強化と情報の収集に努めるとともに、環境にやさしいガスの良さなどをPRして、需要の確保に努めているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第64号及び第65号については、適正なもの認め、原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

なお、議案第64号平成18年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定については、前述したように、委員より不認定とすべき討論があったことから、起立により採決をいたしておるものであります。

以上、ご報告を終わります。

○議長（船木茂君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありますので発言を許します。16番安田健次郎君、16番

○16番（安田健次郎君） 私からは、議案第64号男鹿みなと市民病院事業会計決算について、不認定とすべきものとしての討論をさせていただきたいと思います。

その主な理由は、先ほど、98条委員会の委員長であります三浦さんからも、会計監査委員から指摘された条項もあるわけでありまして、その指摘のとおり、まず第一に一つは、このコンサルタントの主張する一方的な内容で契約をしたということで、この点については、先ほどの条例案にもありましたように、男鹿市情報公開条例第9条、不開示情報、これ以外は公開できないということについても、非常に私はおかしいなというふうに思います。

第二には、コンサルタントの日当の問題です。月額、コンサルタント、日当じゃない、契約の第8条のコンサルティングの報奨金月額31万5千円、これも成功報酬に払うと、成功報酬に支払うとすれば、普通、正当な理由がなければならないというふうに私は解するものと思うというふうに思います。

それから三番目ですけれども、日当の5千円の問題です。この振り込みについても…。5万円、すいません、申しわけないです。5万円の日当の振り込みについてもね、男鹿市の旅費条例の第3条及び第18条、これらについても違法的な要因があるというふうに解するものと思います。

そしてまた、公印の問題です。契約書に押されている公印というのは、市長印、病院で管理している市長印で済ましたと。この点については、直接監査指摘でも、決算の問題とはやや離れていますけれども、こういうこともあったんです。

もう一つ、最後のこのコンサルタントに対しての非常勤医師との契約を交わした時点で、債務が発生しています。この財務処理を怠ってしまったということです。これがご存じのように地方公営企業法第20条第1項の規定によって、すべての費用収益その他その発生の事実に基づいて計上し、その年度に正しく割り当てなければならない。いわゆる債務負担行為、この点についてのことも不備であったと。特にこの問題については、これさえきちっとやっておけばね、もしかすれば、この事件が防げたんじゃないかなという気がいたします。こういういろんな理由で今回のこの決算については、先ほど委員長は認定が適当なものだというふうにご報告されておりますけど、私は今以上の理由のほかに、もう一つは、当局、市長はじめ関係者への猛反省を促す意味で、もう一つは、議会の将来に禍根を残さないためにもこういう決算というのは、

不認定にすべきものと思って討論に参加させていただきました。議員の皆様のご賛同を心からお願い申し上げます。

以上です。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決いたします。本件は起立によって採決いたします。議案第64号について決算特別委員長の報告は認定であります。本件について、決算特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号から第74号まで一括して採決いたします。

本10件に対する委員長の報告は可決及び認定であります。本10件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第65号から第74号まで原案のとおり可決及び認定されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第32号が提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第32号の上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議案第32号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第32号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明、質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生

じる病理現象であると言える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、男鹿市議会は国会に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 〈過剰与信規制の具体化〉

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

2 〈不適正与信防止義務と既払金返還責任〉

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

3 〈割賦払い要件と政令指定商品制の廃止〉

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

4 〈登録制の導入〉

個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月19日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

経済産業大臣 甘 利 明 様

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 江田五月様

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（船木茂君） 日程第4、これより平成19年7月13日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は24名であります。

この選挙は、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に候補者の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ順次投票願います。点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1 番 中田敏彦さん	2 番 吉田清孝さん	3 番 三浦利通さん
4 番 古仲清紀さん	5 番 柳楽芳雄さん	6 番 高野寛志さん
7 番 船木正博さん	8 番 中田謙三さん	9 番 佐藤巳次郎さん
1 0 番 吉田直儀さん	1 1 番 畠山富勝さん	1 2 番 越後貞勝さん
1 3 番 三浦桂寿さん	1 4 番 木元利明さん	1 5 番 船木金光さん
1 6 番 安田健次郎さん	1 7 番 笹川圭光さん	1 8 番 船橋金弘さん
1 9 番 中田俊雄さん	2 0 番 大森勝美さん	2 1 番 佐藤美子さん
2 2 番 杉本博治さん	2 3 番 高桑國三さん	2 4 番 船木茂さん

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に畠山富勝君、柳楽芳雄君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 2 4 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票 2 4 票

無効投票 0 票

有効投票の内、加賀谷正美氏 1 6 票、竹内睦夫氏 0 票、加賀屋千鶴子氏 8 票、以上であります。

本選挙については、投・開票結果の報告までとなります。なお、当選人は選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における投票数を集計し決定となります。

これをもちまして、平成 1 9 年 7 月 1 3 日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を終了いたします。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（船木茂君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第158条の規定により、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決しました。

議員派遣の件

平成19年9月19日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第158条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 首都圏ふるさと若美会総会

- (1) 派遣目的 首都圏ふるさと若美会総会に出席のため
- (2) 派遣場所 東京都 ホテルグリーンパレス
- (3) 派遣期間 平成19年9月23日（日）～24日（月）
- (4) 派遣議員 三浦利通

2 首都圏男鹿の会総会

- (1) 派遣目的 首都圏男鹿の会総会に出席のため
- (2) 派遣場所 東京都 アルカディア市ヶ谷
- (3) 派遣期間 平成19年10月21日（日）～22日（月）

(4) 派遣議員 三浦利通

3 平成19年度秋田県市議会議員研修会

(1) 派遣目的 秋田県市議会議員研修会に出席のため

(2) 派遣場所 秋田市 秋田テルサ

(3) 派遣期間 平成19年11月1日(木)

(4) 派遣議員 全議員

○議長(船木茂君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて、9月定例会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

午後 4時28分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 船 木 茂

議 員 笹 川 圭 光

議 員 船 橋 金 弘